

## 差押債権目録（郵便貯金）

金〇〇〇〇〇〇〇円

ただし、債務者が第三債務者（〇〇貯金事務センター扱い）に対して有する下記郵便貯金債権のうち、下記記載の順序に従い、頭書金額に満つるまで。

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 担保権の設定されていないもの
  - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 定期貯金
  - (2) 定額貯金
  - (3) 積立貯金
  - (4) 住宅積立貯金
  - (5) 教育積立貯金
  - (6) 通常貯金
- 4 定期貯金、定額貯金が数口あるときは、証書番号の若い順序による。  
なお、積立貯金、通常貯金が数口あるときは、記号、番号の若い順序による。

## 差押債権目録（会社員の給料・退職金）

金〇〇〇〇〇〇〇円

債務者（〇〇〇〇〇〇勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

- (1) 給料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1  
（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1  
（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）  
なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、
- (3) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1

## 差押債権目録（公務員の俸給・退職金）

金〇〇〇〇〇〇〇円

債務者（〇〇〇〇〇〇勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

- (1) 俸給，扶養手当，調整手当，超過勤務手当のうち，所得税，住民税，共済組合掛金を控除した残額の4分の1 手当は具体的に列挙してください。

（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

- (2) 期末手当，勤勉手当のうち(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1

（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，(1)，(2)により弁済しないうちに退職したときは，

- (3) 退職金から所得税，住民税を控除した残額の4分の1
- 

## 差押債権目録（役員報酬）

金〇〇〇〇〇〇〇円

債務者が第三債務者から，本命令送達日以降に支払いを受けるべき役員報酬，賞与から所得税，住民税，社会保険料を差し引いた残額にして，頭書金額に満つるまで。

上記により弁済しないうちに退職したときは，役員退職慰労金から所得税，住民税を差し引いた残額にして頭書金額に満つるまで。

---

## 差押債権目録（給料・役員報酬）

金〇〇〇〇〇〇〇円

- 1 債務者が第三債務者から，本命令送達日以降に支払いを受けるべき下記債権にして，頭書金額に満つるまで。

- (1) 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1

ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額

- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1

ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額

(3) 役員として毎月または定期的に支払いを受ける役員報酬または賞与から  
(1)と同じ税金等を控除した残額

2 なお、上記1の(1)、(2)、(3)により弁済しないうちに退職したときは、  
下記債権にして、上記1の(1)、(2)、(3)と合計して頭書金額に満つるまで。

(1) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1

(2) 役員退職慰労金から(1)と同じ税金等を控除した残額

支払期日が同日となる最終回分については、上記記載の順序により頭書金額  
に満つるまで。

---

